

# よく寄せられるお問い合わせ（介護）



※目次をクリックすると該当ページへ遷移します

(1) 事業所届出書類について.....	2
Q 1. 新しく事業所を開設しました。連合会へ行う手続きを教えてください。 .....	2
(2) 受付等について .....	2
Q 2. 請求の差し替えは可能ですか。 .....	2
Q 3. 請求内容に誤りがありました。提出期限を過ぎていた場合の対処方法を教えてください。 ....	2
Q 4. 請求確定後に、請求内容の誤りに気付きました。対処方法を教えてください。 .....	2
(3) 保険請求等について .....	3
Q 5. 作成区分「取消」の給付管理票を提出した場合、どのような影響がありますか。 .....	3
Q 6. 月途中で保険者が A 市から B 市へ変更になった場合の請求方法を教えてください。 .....	3
Q 7. 月途中で受給者が生活保護単独から生活保護併用になった場合の請求方法を教えてください。 .....	3
.....	3
(4) 介護給付適正化支援事業における照会文書等について .....	3
Q 8. 保険者へ過誤申立をしていない受給者が過誤決定通知書に記載されているのはなぜですか。 3	
Q 9. 「過誤調整をする」と回答しました。再請求はいつできますか。 .....	3
Q 10. 照会文書が届きましたが、既に保険者へ過誤申立を行いました。 .....	3
(5) その他 .....	3
Q 11. 過去の通知書類を再度取得したいです。 .....	3

## (1) 事業所届出書類について

Q 1. 新しく事業所を開設しました。連合会へ行う手続きを教えてください。

A 1.

口座情報等の登録が必要です。

指定開始年月日の翌月第一週を目途に、本会から必要書類等を送付いたしますので、同封している手順書に従って本会へ必要書類を提出してください。

## (2) 請求受付等について

Q 2. 請求の差し替え（削除）は可能ですか。

A 2.

提出期限（毎月 10 日）内であれば可能です。請求方法に応じて、以下の対応をしてください。

<電子媒体請求の場合>

「差し替え（削除）依頼書」の提出が必要ですので、連合会へご連絡ください。

<伝送（インターネット）請求の場合>

依頼書の提出は必要ありません。ご利用の請求ソフト上で請求取消の処理を行ってください。

なお、詳細な手順等につきましては、ご利用のソフト会社やマニュアルをご確認ください。

Q 3. 請求内容に誤りがありました。提出期限を過ぎていた場合の対処方法を教えてください。

A 3.

審査終了をお待ちください。審査結果を確認後、以下の対応をしてください。

<請求が返戻となった場合>

再請求を行ってください。

<請求が確定した場合>

過誤調整後、再請求を行ってください。

Q 4. 請求確定後に、請求内容の誤りに気付きました。対処方法を教えてください。

A 4.

<給付管理票の場合>

作成区分「修正」または「取消」の給付管理票を再度提出してください。

なお、確定した給付管理票に記載されている請求明細書の過誤調整が行われる場合、同月に「修正」の給付管理票を受け付けることはできませんのでご注意ください。

<請求明細書の場合>

保険者または公費負担者へ過誤申立を行ってください。

### (3) 保険請求等について

Q 5. 作成区分「取消」の給付管理票を提出した場合、どのような影響がありますか。

A 5.

確定していた給付管理票に記載されている全ての請求明細書と支援費が取り下げ（過誤調整）となりますのでご注意ください。

Q 6. 月途中で保険者が A 市から B 市へ変更になった場合の請求方法を教えてください。

A 6.

A 市、B 市それぞれで給付管理票と請求明細書を作成し請求してください。

Q 7. 月途中で受給者が生活保護単独から生活保護併用になった場合の請求方法を教えてください。

A 7.

生活保護単独、生活保護併用それぞれで給付管理票と請求明細書を作成し請求してください。

### (4) 介護給付適正化支援事業における照会文書等について

Q 8. 保険者へ過誤申立をしていない受給者が過誤決定通知書に記載されているのはなぜですか。

A 8.

介護給付適正化支援事業における照会文書で「過誤調整をする」とご回答いただいた請求の過誤調整が行われたためです。（当該請求は、本会が事業所の代わりに保険者への過誤申立手続きを行っています。）  
なお、回答をいただいた翌月に同月過誤として調整を行います。

Q 9. 「過誤調整をする」と回答しました。再請求はいつできますか。

A 9.

回答をいただいた翌月に同月過誤として調整を行いますので、本会へ回答した翌月以降に再請求を行ってください。

Q 10. 照会文書が届きましたが、既に保険者へ過誤申立を行いました。

A 10.

帳票の余白にその旨を記載し、本会へご返送ください。

### (5) その他

Q 11. 過去の通知書類を再度取得したいです。

A 11.

「再発行依頼書」が必要です。依頼書の様式を送付いたしますので、本会へご連絡ください。